明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働二五）　一

〔告　示〕
○文化財を登録文化財に登録する件（文部科学四、五）　二
○登録有形文化財の登録を抹消する件（同六、七）　八
○登録文化財の名称を変更する件（同八）　九
○肥料を登録した件（農林水産二三七）　九
○水先人に免許を与えた件（国土交通六三）　九
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁四）　一〇
○道路に関する件（関東地方整備局三三～三五）　一〇
○都市計画に関する件（九州地方整備局一五）　一〇
○道路に関する件（北海道開発局一七～一九）　一〇

〔国会事項〕
内閣　法務省　最高裁判所　二

〔人事異動〕
官庁事項　二

〔叙位・叙勲〕
官庁事項　二

〔皇室事項〕
官庁事項　三

〔官庁報告〕
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画変更書の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　三

〔公　告〕
諸事項　三

官庁
鬼怒川南部土地改良区連合役員の退任及び就任、建設業の営業の停止命令関係　三

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　三

会社その他　三〇

省令

○厚生労働省令第二十五号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第六十四条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月四日

厚生労働大臣　田村　憲久

新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令の一部を改正する省令

新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（譲渡の申請） **第一条**　厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第六十四条の規定により新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資（以下「医薬品等」という。）の譲渡を受けようとする者から、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該医薬品等を管理する物品管理官等（物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第八条第三項に規定する物品管理官又は同条第六項に規定する分任物品管理官をいう。以下同じ。）を経由して提出させなければならない。	（譲渡の申請） **第一条**　厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第六十四条の規定により新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資（以下「医薬品等」という。）の譲渡を受けようとする者から、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該医薬品等を管理する物品管理官等（物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第八条第三項に規定する物品管理官又は同条第六項に規定する分任物品管理官をいう。以下同じ。）を経由して提出させなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、事後に申請書を提出することを条件として口頭による申請をさせることができる。
一～四　（略）	一～四　（略）
2　前項の規定による譲渡が無償によるものである場合には、厚生労働大臣が、その必要がないと認めるときは、当該医薬品等の譲渡を受けようとする者から申請書を徴しないことができる。	（新設）
3　第一項の規定による譲渡が時価よりも低い対価によるものである場合には、厚生労働大臣が、緊急の必要があると認めるときは、事後に申請書を提出することを条件として口頭による申請をさせることができる。	（新設）